



神崎市総合計画
後期基本計画



佐賀県神崎市



神崎市総合計画後期基本計画の策定にあたって

「自然と歴史と人が輝く未来都市」
～潤いと活力を次世代へ継ぐ、夢創造都市をめざして～

本市は、平成 20 年 3 月に神崎市総合計画を策定し、「自然と歴史と人が輝く未来都市」を将来都市ビジョンとして定め、まちづくりを進めてきました。平成 24 年度をもって総合計画のうち前期基本計画が計画期間の終了を迎えたことから、平成 25 年度から平成 29 年度までの新たなまちづくりの展開に向けて、基本的な施策やその方向性をまとめた「神崎市後期基本計画」を策定しました。

現在、日本の社会は、大きな転換期を迎えており、少子・高齢化や環境問題といった諸課題への対応に加えて、東日本大震災以降は、新たなエネルギー対策や安全・安心なまちづくりへの取り組みが強く求められています。

このような中、様々な諸課題に対応し、まちづくりの未来像を実現するためには、行政はもちろん、市民、地域や CSO(市民社会組織)、企業等がそれぞれの役割分担や連携・協力し一緒に取り組んでいく「協働のまちづくり」が不可欠であります。

今回の計画では、市民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえ、均衡ある地域社会の実現を目指し、実効性のある施策を総合的に展開し、本計画の将来像を実現するため全力を尽くす所存でありますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

本計画の策定にあたって、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様、アンケートにご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せくださいました皆様に心からお礼と感謝を申し上げます。

平成 25 年 3 月

神崎市長 松本 茂幸

<目次>

序章	1
1 計画策定の意義.....	2
2 総合計画の構成.....	2
後期基本計画	5
基本方針1 健やかに安心して暮らせるまちづくり	7
1 高齢者・障がい者等福祉の充実	8
2 子育て支援・児童福祉の充実.....	10
3 保健・医療体制の充実	12
4 地域福祉の推進.....	14
5 食育の推進	16
基本方針2 力強く活気あるまちづくり	19
1 地場産業、新産業の育成	20
2 賑わいある商工業の創出	22
3 活気ある農林水産業の振興.....	24
4 魅力ある観光の振興	28
基本方針3 環境にやさしく住みやすいまちづくり	31
1 環境共生型社会の構築	32
2 豊かな自然環境の保全と活用.....	34
3 まちなみと住環境の整備	36
4 道路・交通網の整備・充実	38
5 上・下水道の整備	40
6 消防・防災・交通安全体制等の充実	42
7 高度情報通信基盤の整備	44
8 定住を促進する環境の整備	46
9 消費生活環境の充実.....	48
基本方針4 創造性豊かで輝く人の育つまちづくり.....	51
1 幼児教育・学校教育の充実.....	52
2 生涯学習、スポーツ活動の充実・振興	54
3 歴史、文化の保存・継承.....	56
4 地域交流、国際交流の推進	58
基本方針5 みんなで協働して進めるまちづくり	61
1 行財政運営の効率化の推進.....	62
2 男女共同参画社会の推進	64
3 協働と市民活動の推進	66
資料編	69
基本構想(抜粋)	70
諮問書・答申書	76
神崎市総合計画審議会委員名簿	78
神崎市総合計画策定経過	79

序章



1 計画策定の意義

『神崎市総合計画』は、地域状況や市民のニーズ、さらには神崎市を取り巻く社会経済情勢等を踏まえる中で、本市がめざすべき都市像（都市ビジョン）とその実現に向けた考え方・方策をより明確化・具体化するとともに、神崎市の計画的・総合的かつ持続的な行政運営を推進していくための指針として、策定するものです。

2 総合計画の構成

『神崎市総合計画』は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」によって構成します。

基本構想

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、概ね 10 年間の長期的視点に立った神崎市のまちづくりの方向性を示しています。まちづくりの基本理念、神崎市のめざすべき将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。

「基本構想」の計画期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間とします。

基本計画

「基本構想」に掲げる将来像を実現するため、今後 10 年間で取り組むべき主な施策等について、その展開の考え方等を示すものです。実効性のある計画とするため、可能な限り具体的な目標・指標を設定するものとします。

基本計画は、長期的視点に立った「基本構想」の実現を中期的視点から具体化するため、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間の計画期間とする「前期基本計画」及び平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。

実施計画

「基本計画」に示された主要事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、神崎市における毎年度の予算編成・組織機構・人事計画などの経営方針となるものです。「基本計画」に掲げられた事業の実効性を担保するため、財政計画との整合を図り、可能な限り具体的な事業内容・財源・時期などを示すものとします。

計画期間は 3 年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。

■ 総合計画の計画期間

